

社会資本総合整備計画(第5回変更)

竹田地区都市再生整備計画

平成30年8月

大分県竹田市

社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金）

平成30年8月17日

計画の名称	1 竹田地区都市再生整備計画			重点配分対象の該当	○
計画の期間	平成26年度～平成30年度（5年間）	交付対象	大分県、竹田市		
計画の目標					

大目標：歴史的風致と街なみ景観の保全・活用による“魅力あふれる城下町再生まちづくり”
 目標1：恵まれた自然環境と利便性に優れた住環境の提供による「暮しいきいき永住都市の形成」
 目標2：歴史と文化に育まれた城下町の風情を活かし、「にぎわいと情緒を創出する観光交流都市の形成」

計画の成果目標（定量的指標）	<ul style="list-style-type: none"> ・城下町内居住人口を 1,284人（H25）から 1,300人（H30）に増加 ・中心市街地の利用機会を 5%（H25）から10%へ（H30）に向上 ・地区観光客数を 204,000人（H25）から 222,588人（H30）に増加 				
----------------	--	--	--	--	--

定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値			備考								
	当初現況値 (H25当初)	中間目標値 (H28末)	最終目標値 (H30末)									
住民基本台帳における城下町内居住人口を把握し、城下町内の定住促進の達成状況を把握する。	1,284人	-	1,300人									
平成25年10月に実施した市民アンケート調査における設問「中心市街地を利用する目的」における公共施設利用者の割合を向上させる。	5%	-	10%									
観光動態調査による地区内6つの観光施設の観光客数により、中心市街地における観光客の交流人口の変化を把握する。	204,000人	213,000人	222,588人									
全体事業費	合計 (A+B+C+D)	5,532.7百万円	A	5,532.7百万円	B	0百万円	C	0百万円	D	0百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0%

交付対象事業

A 基幹事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
									H26	H27	H28	H29	H30				
A-4	都市再生	一般	竹田市	直/間	竹田市	竹田地区都市再生整備事業	高質空間形成施設 他 112ha	竹田市						5,532.7			
合計													5,532.7				

B 関連社会資本整備事業（該当なし）																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
									H26	H27	H28	H29	H30				
合計													0				

C 効果促進事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
									H26	H27	H28	H29	H30		
合計													0		

番号	一体的に実施することにより期待される効果															備考

D 社会資本整備円滑化地籍整備事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
									H26	H27	H28	H29	H30		
合計													0		

番号	一体的に実施することにより期待される効果															備考

交付金の執行状況

(単位:百万円)

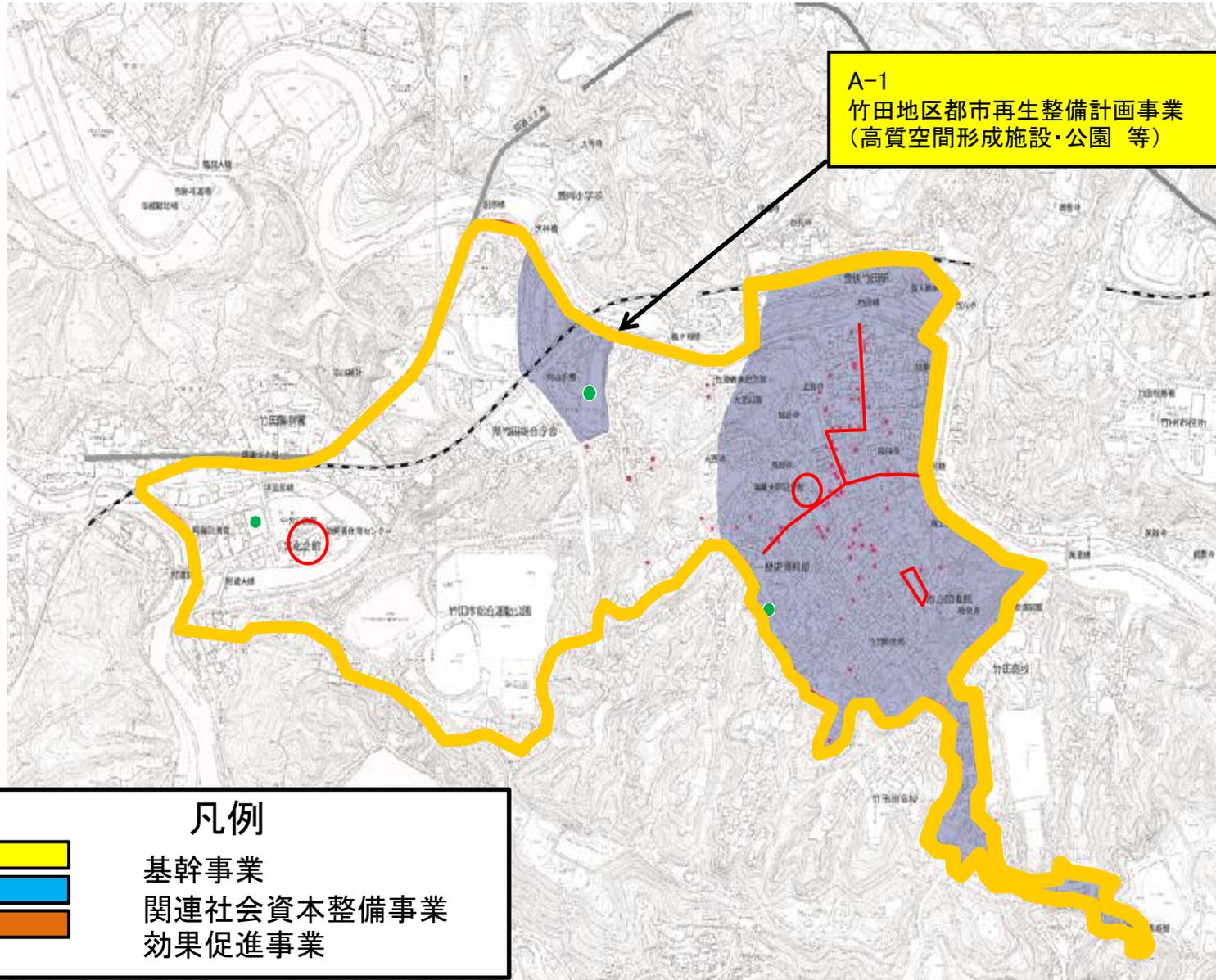
	H26	H27	H28	H29	H30
配分額 (a)	81.6	305.8	455.8	948.1	595.8
計画別流用 増△減額 (b)	0	0	10.0	0	
交付額 (c=a+b)	81.6	305.8	465.8	948.1	595.8
前年度からの繰越額 (d)	0	63.6	150.0	0.0	160.9
支払済額 (e)	18.0	219.4	615.8	787.2	
翌年度繰越額 (f)	63.6	150.0	0	160.9	
うち未契約繰越額 (g)	0	150.0	0	5.4	
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	
未契約繰越+不用率 (h = (g+h)/(c+d))	0.0%	40.6%	0.0%	0.6%	
未契約繰越+不用率が10%を超えている 場合その理由	-	建築本体工事 の不落札な ど、契約まで 時間を要した ため			

※ 平成26年度以降の各年度の決算額を記載。

※ 平成29年度は、決算額が確定でき次第記載。

参考図面（社会資本整備総合交付金）

計画の名称	竹田地区都市再生整備計画	交付対象	大分県、竹田市
計画の期間	平成26年度 ～ 平成30年度（5年間）		



凡例

- 基幹事業
- 関連社会資本整備事業
- 効果促進事業

都市再生整備計画(第5回変更)

竹田地区

大分県 竹田市

平成30年8月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	大分県	市町村名	タケタシ 竹田市	地区名	タケタ ヨク 竹田地区	面積	112 ha
計画期間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度	交付期間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度				

目標

大目標：歴史的風致と街なみ景観の保全・活用による“魅力あふれる城下町再生まちづくり”
 目標1：恵まれた自然環境と利便性に優れた住環境の提供による「暮しいきいき永住都市の形成」
 目標2：歴史と文化に育まれた城下町の風情を活かし、「にぎわいと情緒を創出する観光交流都市の形成」

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

【まちづくりの経緯】

平成14年3月 竹田市中心市街地活性化計画策定
 平成14年 中心商店街活性化コンセンサス事業
 平成12～16年 空き店舗対策事業
 平成18年4月 竹田市総合計画策定
 平成19年 街なか観光プロジェクト事業

【現況】

- ・当地区は岡藩時代から奥豊後地域の政治、経済、文化の中核としての役割を担い、賑わいの中に風格漂う城下町として長い間栄えてきたが、社会情勢変化やモータリゼーションの発展に伴い、中心商業地の活力が低下し、空き店舗や空き地が数多く発生している。
- ・平成12年から始めた「竹楽」は中心市街地の歴史の道沿いを中心に、里山保全を一体とした市民総参加のイベントとなり、商業の活性化やまちづくり活動の発展に繋がっている。
- ・豪雨災害による文化会館の再生、図書館の老朽化など、中心市街地内の公共施設改善が急務となっており、竹田型コンパクトシティの実現に向けた好機となっている。
- ・岡城跡や歴史的街なみのPR活動により全国的な注目を浴びている状況にあり、観光客を楽しませる魅力ある中心市街地の形成が求められている。
- ・Uターン・Iターンによる定住者が増えており、田舎で暮らす魅力が見直されている。

課題

- ・城下町の重要な資産である歴史的建築物の老朽化など、歴史的風致と街なみ景観の保全・活用
- ・城下町の風情のある街なみを歩いて楽しめる場所の形成
- ・都市基盤整備や都市機能の集約による利便性の高い居住環境の形成
- ・空き地や空き店舗の発生防止に向けた商業地としての活力と魅力の向上
- ・日常生活や市民活動の拠点となる場所の形成
- ・地域住民が交流できる施設の充実による地域コミュニティの維持・形成
- ・高齢者や障害者をはじめとした誰もが利用しやすい市街地環境の形成

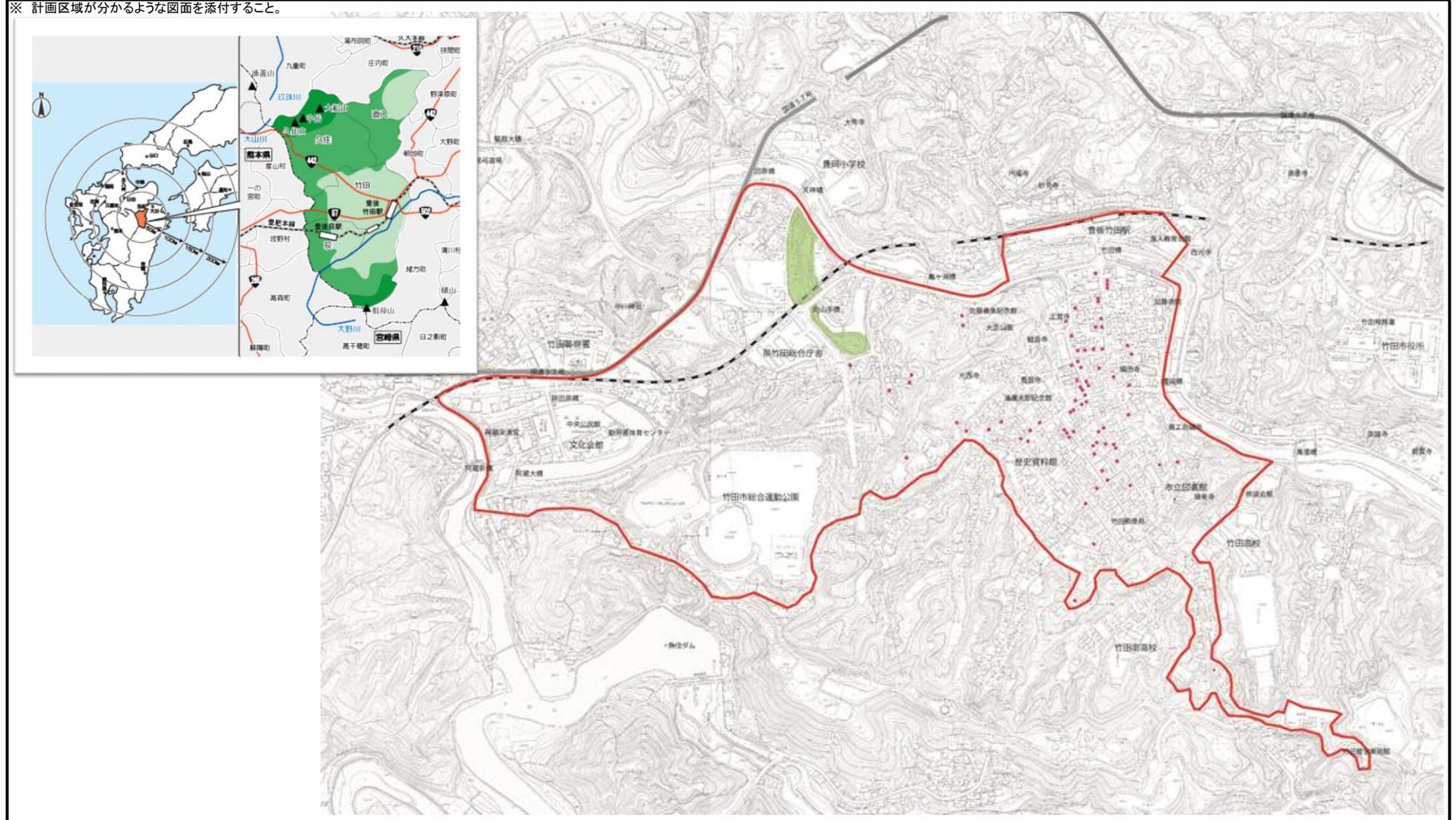
都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>○整備方針1「暮しいきいき永住都市の形成」を実現するため、様々な都市機能の集約や都市基盤整備によって、利便性の高い居住性に優れた市街地形成を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化・交流施設の再生及び施設整備による中心市街地への都市機能集約 ・地域住民のコミュニティ活動や交流できる場の形成 ・通学路を中心に誰もが安全に安心して歩行できる歩行者空間の確保 ・市街地内に点在する空き家の再生及び危険空き家の撤去を推進 ・交通弱者を支援するためのきめ細かな運行体系を構築するため、地元主体のコミュニティバス運行に向けた社会実験の実施 ・定住促進に向けた相対的な取り組み及び体外的なPR活動 	<p>■ポケットパーク整備事業(基幹事業・地域生活基盤施設)</p> <p>■文化会館周辺整備事業(基幹事業・公園)</p> <p>■駐車場整備事業(基幹事業・地域生活基盤施設)</p> <p>■通り抜け路地整備事業(基幹事業・高質空間形成施設)</p> <p>■街路灯整備事業(基幹事業・高質空間形成施設)</p> <p>■竹田市文化会館等施設復興整備事業(基幹事業・高次都市施設)</p> <p>■竹田市コミュニティセンター(仮称)整備事業(基幹事業・高次都市施設)</p> <p>□新竹田市長図書館建設事業(提案事業・地域創造支援事業)</p> <p>○空き家改修事業(関連事業)</p> <p>○老朽危険空き家等除却促進事業(関連事業)</p> <p>□こども診療所整備事業(提案事業・地域創造支援事業)</p> <p>□城下町再生浄化槽管渠調査事業(提案事業・事業活用調査)</p> <p>□定住促進ビジョン策定事業(提案事業・事業活用調査)</p> <p>□事後評価分析調査(事業活用調査)</p> <p>□コミュニティバス運行事業(提案事業・まちづくり活動推進事業)</p>
<p>○整備方針2「にぎわいと情緒を創出する観光交流都市の形成」を実現するため、中心市街地内における歴史や文化の維持・保全、楽しく散策できる市街地環境の形成を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な街なみを楽しく散策できる道路環境の形成 ・歴史的・文化的な街なみ景観の形成及び道路空間の創出のための事業の実施 ・観光客が安全に歩行できる歩行者空間の整備 ・地区内の散策や回遊を促す案内誘導の実施 ・街なかの賑わいの創出及び演出を行うための施策の実施 	<p>■(再掲)駐車場整備事業(基幹事業・地域生活基盤施設)</p> <p>■案内看板等整備事業(基幹事業・地域生活基盤施設)</p> <p>■電線類無電柱化整備事業(基幹事業・高質空間形成施設)</p> <p>■道路美装化整備事業(基幹事業・高質空間形成施設)</p> <p>■(再掲)通り抜け路地整備事業(基幹事業・高質空間形成施設)</p> <p>■(再掲)街路灯整備事業(基幹事業・高質空間形成施設)</p> <p>■竹田城下町・岡城跡歴史文化交流センター整備事業(基幹事業・高次都市施設)</p> <p>○wi-fiスポット整備事業(関連事業)</p> <p>○空き店舗活用チャレンジショップ事業(関連事業)</p> <p>□竹田城下町・岡城跡歴史文化交流センター整備事業(提案事業・地域創造支援事業)</p> <p>○TSG・アートレジデンス構想推進事業(関連事業)</p> <p>□中心市街地土地空間高度利用調査事業(提案事業・事業活用調査)</p> <p>□(再掲)事後評価分析調査(事業活用調査)</p> <p>○城下町竹田観光周遊事業(関連事業)</p> <p>○城下町賑わい再生推進事業(関連事業)</p> <p>○伝統的建築物改修事業(関連事業)</p> <p>○街なみ環境整備事業(関連事業)</p>
<p>その他</p> <p>○住民等によるまちづくり活動等について</p> <p>平成20年に発足した竹田地区市街地活性化協議会との連携によって官民協働によるまちづくりを推進する。まちづくりリーダー制度を導入し、まちづくりに取り組んでおり、その育成及びまちづくり活動の活性化を推進する。市の若手職員に対するまちづくり講習会を定期的開催し、竹田地区のまちづくり推進を全庁あげて取り組んでいる。市民アンケート以外にも高校生や市職員に対するアンケート調査を実施し、まちづくりへの意識啓発や幅広い意向把握を行っており、今後もアンケート実施による意向把握に努める。</p> <p>○まちづくり基本計画の策定</p> <p>市では、10年後の中心市街地を目指した「竹田地区都市再生まちづくり基本計画」を平成26年3月に策定し、都市再生整備計画を実現化に向けた重要施策として捉えている。都市再生まちづくり基本計画を市民及び地区住民に周知し、官民協働によるまちづくりを展開していく。</p>	

都市再生整備計画の区域

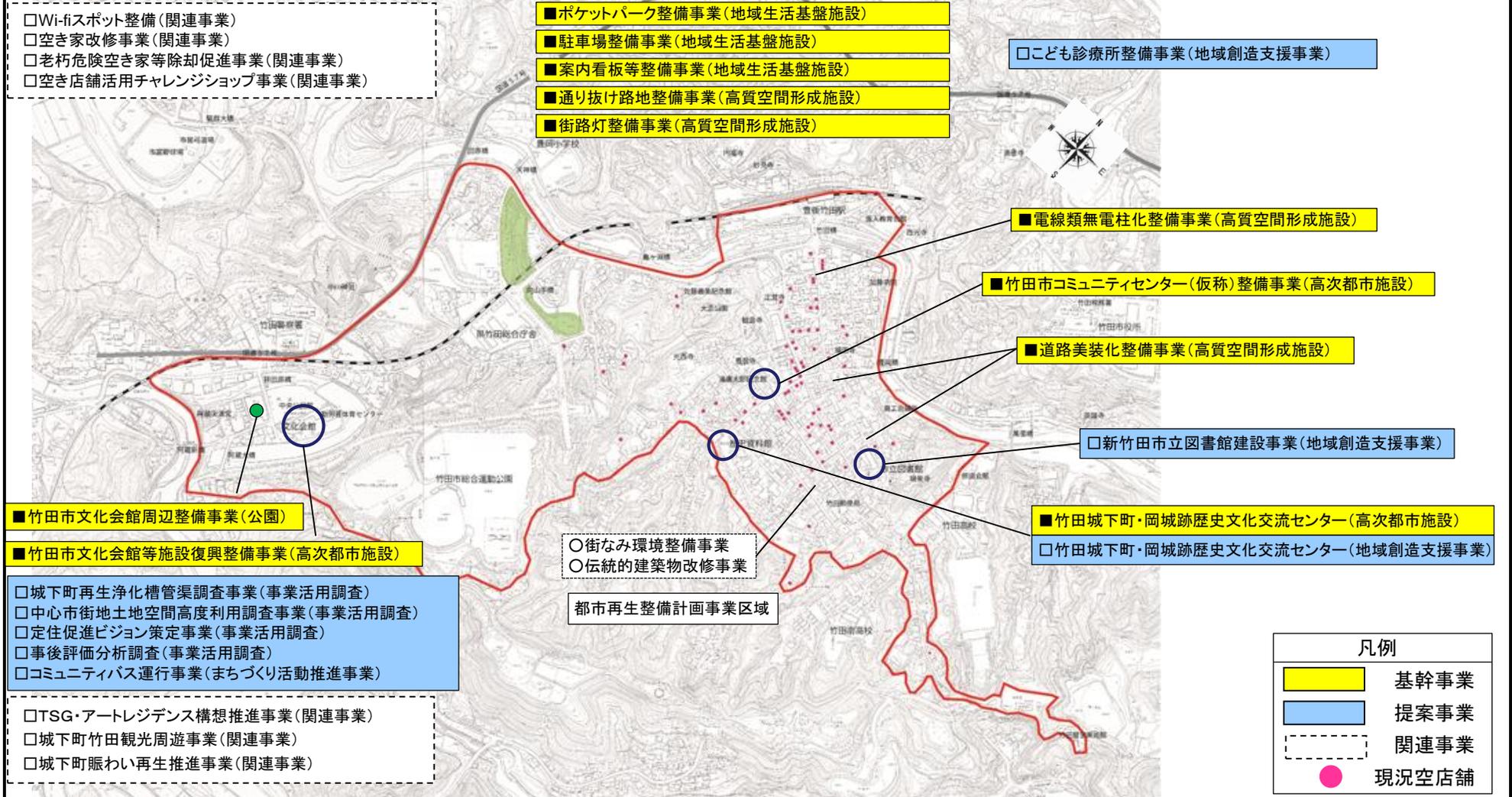
竹田地区(大分県竹田市)	面積	112 ha	区域	大字竹田、大字竹田町、大字拝田原、大字玉来、大字飛田川、大字会々
--------------	----	--------	----	----------------------------------

※ 計画区域が分かるような図面を添付すること。



竹田地区(大分県竹田市) 整備方針概要図

目標	大目標: 歴史的風致と街なみ景観の保全・活用による“魅力あふれる城下町再生まちづくり” 目録1: 恵まれた自然環境と利便性に優れた住環境の提供による「暮しいき永住都市の形成」 目録2: 歴史と文化に育まれた城下町の風情を活かし、「にぎわいと情緒を創出する観光交流都市の形成」	代表的な指標	城下町内の居住人口 (人)	1,284	(26年度)	→	1,300	(30年度)
	中心市街地の利用機会の向上 (%)		5.0	(26年度)	→	10.0	(30年度)	
	地区観光客数 (人/年)		204,000	(26年度)	→	222,588	(30年度)	



都市再生整備計画(新規・変更)チェックシート

地方整備局限り

都市再生整備計画の新規計画の提出及び計画変更に係る事前相談の際には、**各地方整備局にて**以下のチェックポイントに照らし合わせて計画を確認してください。

チェックポイント	チェック欄
0 自治体提出データの確認	
(1)事前相談時(変更)の自治体提出資料の不備等	
1)都市再生整備計画・整備方針概要図・添付資料等などの提出資料に不備がないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
2)様式3-1(変更地区概要一覧)が全て記載されており、様式3-2(変更概要シート)及び該当部分の資料が提出されているか。(該当部分の資料は、変更前後の資料があるか注意する。)	<input checked="" type="checkbox"/>
3)社会資本総合整備計画・参考図面が提出されているか。【該当地区】(他の基幹事業とパッケージになっている社会資本総合整備計画は都市再生整備計画のみが相談の対象となるので要注意。)	<input checked="" type="checkbox"/>
1 社会資本総合整備計画	
(1)目標	
ア)目標が明確になっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
イ)目標自体が寄せ集めになっていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
ウ)社会資本総合整備計画の目標と都市再生整備計画の目標は整合が取れているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
エ)目標と計画に含まれるそれぞれの基幹事業の関係が明確であるか。提案事業は、基幹事業と一体となって目標に資するものになっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)指標	
ア)目標を示す指標となっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
イ)H27.12.24事務連絡「社会資本総合整備計画の目標及び定量的指標の例について」を踏まえた望ましい目標が立てられているか。望ましくない目標が含まれていないか。(アウトプットではなく、計画全体のアウトカムに着目して設定することが望ましい。)	<input checked="" type="checkbox"/>
(3)複数の都市再生整備計画を位置付ける場合	
ア)複数の都市再生整備計画事業を位置付けている場合は、計画同士の関連性や、計画が目標に資するものか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(4)期間	
ア)翌年度開始以降の都市再生整備計画が入っていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
イ)都市再生整備計画の交付期間最終年度が、社会資本総合整備計画の計画期間内に収まっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(5)関連社会資本整備事業及び効果促進事業	
ア)B、C事業についても事業概要が添付されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
イ)社会資本整備総合交付金の基幹事業(道路、河川、下水道事業等)に位置付けできる事業をあえて都市再生整備計画事業の関連事業と位置付ける場合は、相応の理由が整理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
ウ)都市再生整備計画事業と関連性が低い事業、関連事業がメインとなる場合は、相応の理由が整理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
エ)効果促進事業を行う場合は、社会資本総合整備計画期間内の提案事業費を含めて、全体事業費の2割が目途となっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
オ)都市再生整備計画事業に係る提案事業、効果促進事業は、目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を高めるものと言えるか、その他効果促進事業の対象外(ネガティブリスト等)に該当しないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
カ)提案事業、効果促進事業は経常的経費ではないか。また、ソフト事業については、長期間にわたるものではないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(6)事前評価	
ア)事前評価の書類は添付されているか。適切になされているか。ホームページで公表される見込みであるか。(参考)H28.2.24事務連絡「社会資本総合整備計画に係る評価の実施について(周知)」	<input checked="" type="checkbox"/>
(7)B/Cの算出	
ア)平成29年度以降の新規計画や要素事業の追加については、B/Cの算出がなされているか。	<input checked="" type="checkbox"/>

チェックポイント	チェック欄
2 都市再生整備計画事業の交付対象事業	
(1) 地区要件	
ア) 地区要件を満たしているか。必要な場合には観光等に関する計画、経過措置の説明資料を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/>
イ) 臨港地区で実施する場合には、地方整備局の港湾部局に確認していることを確認しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
ウ) 都市再生整備計画区域を大きく取り過ぎていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 各事業の交付対象要件	
ア) 提案事業で実施すべきものが基幹事業になっていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
イ) 収益事業、収益施設が交付対象となっていないか。なっている場合には交付対象とできる理由が整理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
ウ) 中心拠点誘導施設、生活拠点誘導施設に位置づけられている施設を高次都市施設としてみていないか。地域交流センターは、地域住民の利用のための施設となっているか。観光交流センター内で産直販売施設を設ける場合など、明らかに展示販売を超えた商業施設を主に考えられた施設が入っていないか。設計図により用途等を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/>
エ) 基幹事業で実施できるのに、提案事業に位置付ける場合は理由が整理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
オ) 都市計画決定、道路認定を行っている(若しくは予定している)駅前広場、自由通路が地域生活基盤施設、高次都市施設に位置付ける場合は理由が整理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
カ) 自由通路(道路、地域生活基盤、橋上駅舎含む)は、「自由通路の整備及び管理に関する要綱(H21.6.1)」に基づき、鉄道事業者との間で適切な費用分担がなされているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
キ) 地域生活基盤施設の地域防災施設は要件を満たしているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
ク) 既存建造物活用事業は、地域生活基盤施設・高質空間形成施設・高次都市施設・中心拠点誘導施設・連携生活拠点誘導施設・生活拠点誘導施設・高齢者交流拠点誘導施設の何れかになっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
ケ) 地域創造支援事業による建築物整備、高次都市施設、中心拠点誘導施設、連携生活拠点誘導施設、生活拠点誘導施設、高齢者交流拠点誘導施設については、ハコモの要件を満たしているか(既存建築物活用事業による整備の場合も同様)。特に、他省庁補助、三位一体改革については、関係省庁に補助がないことを確認しているか確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/>
コ) 公園事業は、国家的事業に使用する施設整備等でないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
サ) 道路区画整理、道路再開発が含まれていないか。含まれる場合は、理由が整理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
シ) 道路事業について、地域高規格道路等の大規模な道路が含まれていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
ス) 都市再生区画整理事業については、土地区画整理事業の実施計画の確認状況を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/>
セ) 区域内の区画整理事業、再開発事業は関連事業として位置付けられているか。都市再生整備計画事業との関係を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(3) 都市再生整備計画の事業内容とまちづくり	
ア) 単に道路整備を目的とした都市再生整備計画など、都市再生整備計画事業の趣旨に合致しないようなものでないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(4) 都市再構築戦略事業の取り扱い	
ア) 中心拠点誘導施設、連携生活拠点誘導施設は、都市の再構築に資するものであるか。	<input checked="" type="checkbox"/>
イ) 中心拠点誘導施設、連携生活拠点誘導施設は、他省庁補助制度が存在している場合、他省庁補助制度を先取りした上で、残った部分を交付対象としているか。(ただし、残った部分が、都市の再構築の何に資するのかを具体的に説明できるものであるものについては支援の対象。) 共用部分は按分されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
ウ) 都市機能誘導区域内から都市機能誘導区域内への単なる建て替え事業が対象となっていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
エ) 新規で都市再構築戦略事業を実施する地区においては、立地適正化計画に関する資料等を提出してもらい、都市のコンパクト化に資するものか、平成26年の都市再生特別措置法の改正時の付帯決議を踏まえ、確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/>
オ) 都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合を確認したか。10%未満の場合の中心拠点区域の要件緩和、50%以上の場合(当該立地適正化計画がH29年度以前に作成され、かつ、作成の日から起算して5年以内のものである場合を除く)の交付率の引き下げはなされているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
カ) 中心拠点誘導施設については、既に同種施設が中心拠点誘導施設として整備されていないか。連携生活拠点誘導施設については、同種の施設が中心拠点区域及び他の連携生活拠点区域において誘導施設となっていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>

チェックポイント	チェック欄
キ)立地適正化計画は、都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成し、居住誘導区域を定めた立地適正化計画を平成30年度末までに作成することが確実と見込まれるか。立地適正化計画に当該誘導施設が位置づけられる見込みであるか。	<input checked="" type="checkbox"/>
ク)都市再生整備計画事業の地区要件を満たしているか。(2(1)ア参照)	<input checked="" type="checkbox"/>
(5)既存建造物活用事業の内容	
ア)同一施設(従前後で地域交流センター等)の場合、維持管理ではない「大規模リニューアル」に該当するか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(6)公園、高次都市施設、地域生活基盤(広場)、提案事業の施設の利用想定、規模	
ア)市域全域の住民が利用することが想定される施設の場合には、都市再生整備計画事業にて位置付ける理由が整理されているか。(将来人口、財政力指数、年間予算額に対する維持管理費の占める割合なども確認しているか。)	<input checked="" type="checkbox"/>
イ)自治体の規模から考えて、施設の規模が適切であるか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(7)合築施設における共用部分の按分	
ア)基幹事業と提案事業等の合築施設について、共用部分(玄関(風除室)、通路、トイレ、事務室、倉庫、外構、駐車場等)は事業費を基幹事業と提案事業それぞれに按分がなされているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(8)交付最終年度における計画変更	
ア)交付最終年度における計画変更は、精算程度であるか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(9)交付対象事業の年次計画	
ア)事業費の偏り、財政規模に比して過大な単年度事業費など、年次計画に無理がないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
イ)過年度の事業費については、既執行額が記載されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(10)交付限度額の算定	
ア)都市再生整備計画と同添付書類の交付限度額が一致しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
イ)要綱に基づく交付限度額だけでなく、都市再生特別措置法施行規則第16条第1項に基づく交付限度額も算出されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
ウ)平成20年度2次補正を適用している地区は、防災対象施設(A'事業)が5%アップしているが、A'の増額変更がなされていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
エ)国策地区については、それぞれの計画(歴まち計画等)の認定日の翌年度から3年以内の着手地区となっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(11)交付対象事業費の上限要件	
ア)駐車場は、事業費の1/4までを交付対象事業として計上しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
イ)高次都市施設(地域交流センター、観光交流センター、まちおこしセンター、子育て世代活動支援センター)や誘導施設は、21億円(再開発によるものは30億円)を上限として交付対象事業費を計上しているか。同じセンター施設を同一建物内や直近で複数整備する場合は、相応の理由が整理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
ウ)高次都市施設や中心拠点誘導施設等について、間接補助事業の場合、21億円を超える事業費については、適切な額(14億円以下となる)を交付対象事業費としているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
エ)平成28年度より、既存建造物活用事業で高次都市施設や誘導施設整備を実施する場合、交付対象事業費は、21億円(再開発等の場合30億円)までとなっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(12)「まちづくり交付金の適正な活用について(H20.9.26)(別添)」	
ア)上記通知に照らして問題ないか。特に、従来から行っているイベント、単に施設の経年劣化に原状回復を行うだけの経費及び日常的な維持管理費が交付対象に含まれていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(13)間接補助事業	
ア)間接補助事業者については、都市再生特別措置法第46条第3項に定める特定非営利活動法人等に該当するか。(市町村長の指定が必要な場合には、指定の手続きがとられているか)	<input checked="" type="checkbox"/>
イ)特定非営利活動法人等が実施する事業を都市再生整備計画に記載しようとする場合に、あらかじめ当該特定非営利活動法人等の同意を得ているか。(都市再生法第46条第4項)	<input checked="" type="checkbox"/>
ウ)設立前の特定非営利活動法人が実施する事業が位置づけられていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
(14)都市再生整備計画の期間延伸	
ア)国費が不十分だったことによる期間延伸は、残事業費が一定規模以下であるか。	<input checked="" type="checkbox"/>